

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額) 単位:円					
		上段は【標準時間】、下段の( )内は【短時間】の金額です。					
		3歳未満			3歳以上		
		第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1	第1子	第2子 ※1	第3子以降 ※1
A	生活保護世帯	標準時間 0 短時間 ( 0 )	標準時間 0 短時間 ( 0 )	標準時間 0 短時間 ( 0 )	標準時間 0 短時間 ( 0 )	標準時間 0 短時間 ( 0 )	標準時間 0 短時間 ( 0 )
B	市民税非課税世帯 (ひとり親世帯等※2)	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
	市民税非課税世帯 (上記以外の世帯)	5,300 ( 5,100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3,000 ( 2,900 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
市民税課税世帯							
C	市民税所得割課税額 48,600円未満 (ひとり親世帯等※2)	7,250 ( 7,000 )	0 ( 0 )	0円 (0円) 最も年長の 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用 D1階層 57,700円 未満まで	5,300 ( 5,150 )	0 ( 0 )	0円 (0円) 最も年長の 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用 D1階層 57,700円 未満まで
	市民税所得割課税額 48,600円未満 (上記以外の世帯)	15,500 (15,000)	7,750 ( 7,500 )		11,600 (11,300)	5,800 ( 5,650 )	
D1	48,600円以上 ~ 75,000円未満 (ひとり親世帯等※2)	9,000 ( 9,000 )	0 ( 0 )	0円 (0円) 小学校6 年生までの 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用	6,000 ( 6,000 )	0 ( 0 )	0円 (0円) 小学校6 年生までの 子どもから 数えて3番 目以降の場 合に適用
	48,600円以上 ~ 75,000円未満 (上記以外の世帯)	21,000 (20,400)	10,500 (10,200)		19,500 (18,900)	9,750 ( 9,450 )	
D2-1	75,000円以上 ~ 77,100円以下 (ひとり親世帯等※2)	9,000 ( 9,000 )	0 ( 0 )	D1階層 57,700円 以上から	6,000 ( 6,000 )	0 ( 0 )	D1階層 57,700円 以上から
D2-2	75,000円以上 ~ 77,100円以下 (上記以外の世帯)	26,000 (25,200)	13,000 (12,600)		23,500 (22,800)	11,750 (11,400)	
D3	97,000円以上 ~ 130,000円未満	35,000 (34,000)	17,500 (17,000)	D1階層 57,700円 以上から	29,000 (28,100)	14,500 (14,050)	D1階層 57,700円 以上から
D4	130,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500 (38,300)	19,750 (19,150)		30,000 (29,100)	15,000 (14,550)	
D5	169,000円以上 ~ 265,000円未満	47,500 (46,100)	23,750 (23,050)		33,000 (32,000)	16,500 (16,000)	
D6	265,000円以上 ~ 301,000円未満	49,000 (47,500)	24,500 (23,750)		35,000 (34,000)	17,500 (17,000)	
D7	301,000円以上 ~ 397,000円未満	56,000 (54,300)	28,000 (27,150)		36,000 (34,900)	18,000 (17,450)	
D8	397,000円以上	58,000 (56,300)	29,000 (28,150)		38,000 (36,900)	19,000 (18,450)	

<備考>

- ・保育料の階層は、支給認定保護者及びその配偶者、その他の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限り）の市町村市民税所得割額の合計で決まります。
- ・毎年9月が保育料の切り替え時期となります。4月から8月までは前年度（平成29年度）、9月から3月までは当該年度（平成30年度）の税額で算定します。税額を計算するときには、調整控除以外の税額控除（寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金特別税額控除等）は適用になりません。
- ・満3歳を迎えると、年度途中に3号から2号認定に切り替わりますが、保育料は3歳未満の区分を適用します。

※1 第2子・第3子の該当

所得割額 57,700円（ひとり親世帯等は 77,100円以下）を基準に数え方が異なります。

【57,700円未満（ひとり親世帯等※3は 77,100円以下）の世帯】

世帯の最も年長の子どもから数えて2番目・3番目になる子ども

【57,700円以上（ひとり親世帯等※3は 77,101円以上）の世帯】

第2子 世帯の次の施設等を利用する子どもの最も年長の子どもから数えて2番目になる子ども

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、特別支援学校幼稚部、

情緒障害児短期治療施設、児童発達支援もしくは医療型児童発達支援

第3子 世帯の小学校6年生までの子どもから数えて3番目になる子ども

※2 ひとり親世帯等の該当

- ・ひとり親世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付者を有する世帯
- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯